
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（金融商品会計（金融資産の減損））**

2. 第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとし、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）より審議を開始した。また、金融商品の分類及び測定に関して、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うこととした¹。
3. 前回の企業会計基準諮問会議では、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針の文案を検討しつつ、合わせて企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」等の改正案に関する検討を行っていることをご報告した。
4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、適用時期及び経過措置並びに関連する他の会計基準等の改正及び修正について検討を行った。これらの検討を行い、2025 年 10 月 29 日に企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（コメント期限：2026 年 2 月 6 日）を公表した。

その他の主な会計基準の開発**（金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）**

¹ なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）については、今後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定である。

5. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
6. 第480回企業会計基準委員会(2022年11月7日開催)の後は、審議を行っていない。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

7. 第535回企業会計基準委員会(2024年10月29日開催)において、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」と企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を統合した会計基準等の開発を行うことを決定し、審議を開始した。
8. その後、2025年4月23日に企業会計基準公開草案第83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等を公表した。
9. 2025年6月30日に当該公開草案のコメントを締め切っており、6件のコメントが寄せられた。第551回企業会計基準委員会(2025年7月24日開催)以降、当該公開草案に寄せられたコメントについて検討を行い、2025年10月16日に企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」等を公表した。

(バーチャルPPAに係る会計上の取扱い)

10. 第531回企業会計基準委員会(2024年8月20日開催)において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、バーチャルPPA(Power Purchase Agreement)に関して現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられている取引を前提に需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。
11. 第533回企業会計基準委員会(2024年9月18日開催)より審議を行い、2025年3月11日に実務対応報告公開草案第70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い(案)」を公表した。
12. 2025年5月30日に公開草案のコメントを締め切っており、12件のコメントが寄せられた。第549回企業会計基準委員会(2025年6月19日開催)以降、当該公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討を行い、2025年11月11日に実務対応報告第47号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」を公表した。

(排出量取引制度に係る会計上の取扱い)

13. 第 533 回企業会計基準委員会（2025 年 8 月 12 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、今後、検討することを決定した。また、あわせて実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理することを予定している。

（後発事象に関する会計基準）

14. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、2024 年 6 月 21 日に公表した「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）における実務指針等の移管に係る実行可能性及び企業会計基準諮問会議からの報告を踏まえ、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて後発事象に関する会計基準の開発を再開することを決定した。
15. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）より審議を開始し、2025 年 7 月 8 日に企業会計基準公開草案第 87 号「後発事象に関する会計基準（案）」等を公表した。当該公開草案では、日本公認会計士協会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」において後発事象の対象期間を「監査報告書日」までとされていたところ、「財務諸表の公表の承認日」とすることを提案している。また、当該承認日及び承認者を開示することなどを提案している。
16. 2025 年 9 月 12 日に当該公開草案のコメントを締め切っており、10 件のコメントが寄せられた。第 559 回企業会計基準委員会（2025 年 10 月 7 日開催）以降、当該公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討を行っている。

（継続企業に関する会計基準）

17. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、調査研究における実務指針等の移管に係る実行可能性の評価を踏まえた企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を受け、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて継続企業に関する会計基準の開発を行うことを決定した。
18. 第 541 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 17 日）より審議を開始し、国際監査基準 (ISA) 570「継続企業」の改正概要の確認を行ったほか、継続企業に関する会計基準の開発の進め方の検討を行った。日本公認会計士協会 監査基準報告書 570「継続企業」の改訂に合わせて検討を行うこととしており、現在、その進捗状況を確認しているところである。

（繰延資産に係る会計上の取扱い）

19. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、今後、他のプロジェクトの状況及び当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

（譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化）

20. 第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、今後、当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

（年次改善プロジェクト）

21. 年次改善プロジェクトでは、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行い、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行っている。

（法人税等に関する会計基準）

22. 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて検討することを決定した。
23. 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 93 回税効果会計専門委員会（2025 年 5 月 12 日開催）より審議を行っている。現行の法人税等会計基準等に定められた指針の分析、法人税等会計基準等の改正の方向性、住民税均等割に係る取扱い及び個別の税金に係る取扱いについての検討を行っている。2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用となる防衛特別法人税に係る取扱いについては、法人税等会計基準の見直しに係る改正後の会計基準等とは別に、実務対応報告を公表することで短期的な対応を行うことを検討している。

以上